

交野市役所別館1階ロビー

自動販売機設置事業者募集要項

令和4年2月7日

交野市が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

清涼飲料水

物件	所在地	設置場所	外形寸法		台数	最低使用料(年額)	位置図
			幅	奥行			
①	交野市私部 1-1-1	別館1階 ロビー①	1.10m 以内	0.85m 以内	1台	12,000円	図1
②	交野市私部 1-1-1	別館1階 ロビー②	1.10m 以内	0.85m 以内	1台	12,000円	図1

参考（売上実績）

物件	令和2年4月～令和3年3月		令和3年4月～12月	
	売上本数	売上額（税込）	売上本数	売上額（税込）
①	5,215本	731,590円	4,668本	653,520円
②	2,942杯	323,620円	2,645杯	290,950円

※ 参考の売上本数及び売上額は、物件①は缶又はペットボトルなどの密閉式の容器入りの清涼飲料水、物件②は紙コップ式の清涼飲料水となっております。

※ 自動販売機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者
- イ 未成年者（民法に定める一定の場合は除く。）
- ウ 破産者で復権を得ない者
- エ 交野市の指名停止措置を受けている者又は交野市の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場

合に限る。) を受けている者

- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過しない者を含む。)であること。
- ア 交野市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 交野市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が交野市と契約を締結すること又は交野市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第234条の2第1項の規定により交野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく交野市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 市税に係る徴収金を完納しており、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 自動販売機の設置の許可条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日の原則として1年間とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと交野市が判断する場合は、当初交野市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初許可日から3年以内を限度に、引き続き使用許可を行います。

（継続の際に設置事業者に対して継続希望調査を行います。）

③ 使用料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。なお、年額使用料は、交野市の発する納入通知書により、交野市が指定する期限までに全額納入してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とし、年額を別途交野市が指定する期限までに全額納入してください。

⑤ 必須条件

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件ごとに示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ 販売品の搬入時間については、交野市の指示に従うこと。また、搬入後の廃棄物については、設置事業者が引き取ること。
- ④ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。容器については下記のとおりとする。

物件①…缶又はペットボトルなどの密閉式の容器入りのもの

物件②…紙コップ式のもの

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消事由等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取消しにより設置事業者に損失が生じてもこれを補償しません。

- ① 許可物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- ② 上記3. の設置の許可条件に違反する行為があると認められるとき。
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

特段の事由がない限り、設置事業者の事情による自動販売機の撤去はできません。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を交野市に請求することができません。

(6) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとします。

4 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和4年2月7日（月）～令和4年2月24日（木）
午前9時～午後5時30分

(2) 申込受付場所

交野市私部1丁目1番1号
交野市役所本館2階 総務課

(3) 申込みに必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書(本市所定様式) 本市総務課ホームページよりダウンロードしてください。

② 誓約書（本市所定様式）本市総務課ホームページよりダウンロードしてください。

③ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(4) 申込手続

申込みに必要な書類を受付場所に持参又は郵送（上記期間内必着とする。）により提出すること。また、提出の際には、担当者の名刺を添付すること。なお、提出された書類等は返却しません。

5 質疑回答

公募内容に関し、質問しようとする者は、令和4年2月14日（月）午前11時までにFAXにより本市総務課へ質疑を行ってください（任意様式）。質疑に対する回答は、令和4年2月16日（水）以降に市ホームページにて公開します。

問い合わせ先 交野市総務部総務課

電話 072-892-0121

FAX 072-891-5046

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置事業者の決定は、令和4年3月1日（火）の予定です。設置事業者の決定後、全応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を書面で通知します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和4年3月11日（金）までに、下記書類を提出してください（各1通）。

①	行政財産使用申請書（本市指定様式）
②	設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
③	設置しようとする自動販売機の12か月の消費電力の分かるもの（行政財産使用に係る使用電力量について）
④	証明書類（発行日から3か月以内のもの）
	法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、【国税】法人税と消費税等に未納がない証明（その3の3）、法人市民税の直前1年間の

	納税証明
個人の場合	<p>代表者の印鑑証明書（市区町村発行）、代表者の身分証明書※1、代表者の登記されていないことの証明書※2、【国税】申告所得税等と消費税に未納がない証明（その3の2）、個人市府民税の直前1年間の納税証明書</p> <p>※1 代表者の身分証明書は、本籍地の市区町村で取得する必要があります。</p> <p>※2 代表者が「成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しない証明書」が必要です。法務局にて発行を受けてください。</p>

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

以 上

応募申込書

<清涼飲料水自動販売機>

令和 年 月 日

交野市長宛

住所（所在地）

（〒 - ）

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

交野市役所別館1階ロビー自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

物件	設置場所	応募価格（提案使用料）						
①	別館1階ロビー① (缶・ペットボトル)							円
②	別館1階ロビー① (紙コップ)							円

- 応募価格は、交野市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入してください。
- 初めの数字の頭に￥をいれてください。
- 公募物件ごとに金額を比較し、設置事業者を決定します。
- 応募しない物件の欄には¥ 0と記入して下さい。

2 添付書類

誓約書（本市所定様式）

誓 約 書

私は、交野市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、交野市役所別館1階ロビー自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 交野市役所別館1階ロビー自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

令和 年 月 日

交野市長 様

住所（所在地）

氏名又は名称

代表者氏名